

—大型店の設置者、店舗責任者等の皆様へ—

# 大店立地法に基づき届出している内容から 変更を行おうとする時・行った時は届出が必要です！

大規模小売店舗立地法では、施設の配置及び運営方法を変更する場合、大型店の設置者は大阪府（大阪市、堺市及び権限移譲市町村内の店舗についてはそれぞれの市町村）へ届出なければなりません。

## ○届出の対象になる変更とは？

### 変更する前に必要な届出

- ・大型店を新設する日の変更
- ・店舗面積の変更
- ・附属施設※の位置の変更
- ・駐車場、駐輪場の収容台数の変更
- ・荷さばき施設の面積の変更
- ・廃棄物等保管施設の容量の変更
- ・開店（閉店）時刻の変更
- ・来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更
- ・駐車場出入口の数の変更
- ・駐車場出入口の位置の変更
- ・荷さばき可能時間帯の変更
- ・大型店の廃止

### 変更した後に必要な届出

- ・大型店の名称の変更
- ・大型店の所在地の変更
- ・建物設置者の名称の変更
- ・建物設置者の所在地の変更
- ・小売業者（テナント）の名称・住所の変更
- ・建物設置者、小売業者の代表者名の変更

## Q 誰が届け出るのですか？

**A 大型店の設置者（建物の所有者）となります。**

※附属施設とは、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設を指します。

（大店立地法の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の対象です。）

詳しくは大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府 大規模小売店舗立地法



## <問合せ先・届出先>

大阪府 商工労働部 中小企業支援室

商業振興課 商業振興グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

電話 06-6210-9497 FAX 06-6210-9504

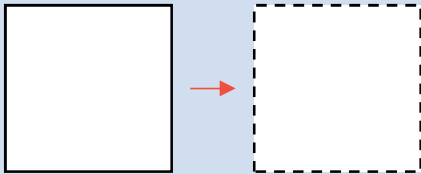
## ～よくあるケースをいくつかご紹介します～

### 附属施設の位置の変更

届け出た場所と全く異なる場所へ新たに設置した場合・移動した場合、変更届出が必要です。

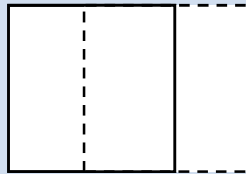
#### ■ 位置の変更となる場合

##### ①異なる場所へ設置した場合

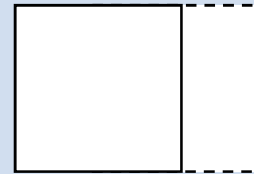


#### ■ 位置の変更とならない場合

##### ①設置場所を一部変更した場合



##### ②一部増加した場合



附属施設とは、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設を指します。

### 駐車場、駐輪場の収容台数の変更

直近に届け出た台数から1台でも減少させる場合、変更届出が必要です。

#### 駐車場の位置及び収容台数

**【変更前】 100台 位置：別添図面○のとおり**



**【変更後】 90台 位置：別添図面▲のとおり**

point

収容台数を減少させるには、  
利用実績の調査等が必要になります！

届け出た台数以上に収容台数を用意することは、交通対策への配慮を更に図ることから届出は不要ですが、位置の変更に該当する場合がありますので、ご注意ください。

### 大型店の廃止

建物内の小売に係る店舗面積の合計が1,000㎡以下になる場合、廃止届出が必要です。

- 店舗を閉店する
- 店舗は継続して営業するが、店舗面積が1,000㎡以下となる

いずれの場合も事前の廃止届出が必要です。

### 建物設置者、小売業者の代表者名の変更

設置者（建物の所有者）と小売業者（テナント）の代表者に変更があった場合、変更届出が必要です。

変更後、遅滞なく届出を行う規定があります。

遅滞なくとは、「正当な理由、合理的な理由がない限りすぐに」という意味です。

**変更の届出には実施制限に係る場合がありますので、余裕をもって事前にご相談ください。**

